

# 福岡県 DX戦略



2022 ▶ 2024  
令和4年度 令和6年度

## 第1章 戦略の概要

### I 戦略策定の趣旨

現在、我が国の人口は減少局面に入っており、今後は、本県においても、少子高齢化や生産年齢人口の減少が進み、経済の停滞や労働力不足、社会保障費の増大などの様々な社会的・経済的な課題が、より深刻化していくと考えられます。

また現在、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大が、日常生活や企業活動の在り方などに大きな影響を及ぼし、経済や医療、労働、教育など、社会のあらゆる分野に急激な変化が起きている。

本県は、平成31年に「福岡県官民データ活用推進計画」を策定し、ICTの活用による住民及び事業者の利便性向上や地域課題の解決、行政事務の効率化を推進してきました。

しかし、このような変革の時代にあって、今後も継続的な成長と発展を遂げるためには、行政と民間が連携し、公共手続きや毎日の買い物、医療や介護など、私たちの生活に関することをはじめ、防災、そして様々な産業に至るまで、社会のあらゆる分野でDXを進め、便利で豊かな県民生活や、県の産業の競争力向上を目指していく必要があります。



とりわけ、人口の減少が進む地域において、生活や経済を維持・活性化させていくために、DXの取組はなくてはならないものだと考えています。

そこで本県は、「福岡県官民データ活用推進計画」を改定するにあたり、新たにDXの考え方を取り入れた「福岡県DX戦略」として策定し、誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らしていける、そのような福岡県をつくることを目標として、本県のDX、デジタル化に向けた取組を強化し、加速させることとしました。



## II 戦略の位置付け

本計画は、「福岡県総合計画」における取組事項である「デジタル社会の実現」を具体化したものであり、また、国の官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第9条の規定により、都道府県に策定が義務付けられた都道府県官民データ活用推進計画としても位置付けられるものです。

## III 計画期間

国の官民データ活用推進基本計画の計画期間(概ね3年間)を踏まえ、「福岡県DX戦略」の計画期間は、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までの3年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会の動向やデジタル技術の進展に即して適切に戦略の見直しを図ってまいります。

## Ⅱ 6つの施策の柱

本県のDXを推進していくにあたって、各取組(生活、産業、人材育成、行政(県、市町村)、データ活用)の方向性を示す6つの柱を設定します。

### 柱Ⅰ 魅力あふれる快適地域の形成

#### 新しい働き方の推進と新しい暮らしに対応した県民生活の利便性・安全性向上

誰もが、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができるような環境を構築するため、医療、福祉、交通等、生活に関わるあらゆる分野でDXを推進します。

また、デジタルを活用して、県内のどこに住んでいても、都市部と同じように働ける環境を構築します。

また、近年頻発する豪雨災害等を考慮した防災・減災対策や防犯など、県民の安全・安心に関わる分野でデジタル技術を効果的に活用するとともに、これらの基盤となるインフラ整備を推進し、魅力にあふれた快適地域を形成します。

#### 【施策の方向性】

- 質の高い生活サービスの提供
- デジタルを活用した新しい働き方の推進
- 安全・安心な暮らしの実現
- インフラ分野のDXの推進

### 柱Ⅱ 地域経済の活性化

#### 産業のDX推進による生産性向上、高付加価値化

県内企業の業務・ビジネスモデルの変革や、新たな産業の創出を促し、地域経済の活性化を通じた産業の持続的発展を実現するため、福岡県中小企業生産性向上支援センターを通じた生産性向上や現場ニーズに合致したシステムの開発の促進などによるIT産業の振興を行います。

また、グリーンデバイス開発・生産拠点の構築やデータセンターの誘致・集積を図るとともに、本県の基幹産業である農林水産業をはじめ、観光産業等においてもDXを推進します。

これらの取組により、地域経済を活性化させ、県内産業の飛躍を図ります。



### 第3章 戦略の目標と施策の体系

#### 【施策の方向性】

- 中小企業の生産性向上、IT産業の育成
- デジタル産業の振興
- 農林水産業の生産力強化
- 観光産業・文化・スポーツの振興

### 柱Ⅲ デジタル社会を切り拓く人材の育成、県民の情報リテラシーの向上

#### ICTを活用した新しい時代の学びの環境整備

今後も、県を継続的に発展させるには、福岡県の未来を担う人材を育成することが重要です。

児童生徒をはじめ、これからの産業や経済、行政の発展を担う人材を育てるとともに、県民一人一人のDXへの理解を促すことで、県全体のDXの推進へと繋がります。

#### 【施策の方向性】

- 教育のICT化の推進
- 産業のDX推進を担う人材の育成
- 行政のDX推進を担う人材の育成
- 県民のDX理解促進

### 柱Ⅳ フルデジタル県庁

#### 県民サービス向上のためのデジタル化推進と業務改革

県庁も、行政事務全般にデジタルをフル活用する「フルデジタル県庁」を目指すことで、行政のオンライン化や自動化・効率化を推進するとともに、行政サービスの更なる向上を図ります。

#### 【施策の方向性】

- 県庁行政手続のオンライン化
- 県庁行政事務の業務効率化
- 新時代に対応した強固なデジタル基盤の構築

## 柱V デジタルで光るスマート市町村

### 市町村のDXへの強力な支援

県内の市町村について、今後、国が整備する情報基盤の活用や、地域の実情に応じた施策実施などの支援とともに、地域のDXを推進するための人材の登用や育成についても支援を行います。

#### 【施策の方向性】

- 市町村行政手続の利便性向上と事務の効率化
- 市町村のDX支援と広域連携
- マイナンバーカード活用推進

## 柱VI 官民のデータ利活用の推進

### データに基づく政策立案と民間によるデータ利活用の推進

IoTやAI、クラウドコンピューティングなどの技術進展を背景に、データの多様化や大容量化が進んでいます。これらのデータを新たなサービスの創出に繋げるため、自治体や民間のデータを有効活用するための基盤等を整備するとともに、自治体データの公開を推進し、データを使いこなせるDX人材を育成します。

#### 【施策の方向性】

- 自治体データの効率的な活用の推進と基盤整備
- データの活用推進のための体制の強化
- オープンデータの拡充と県民の利活用の促進

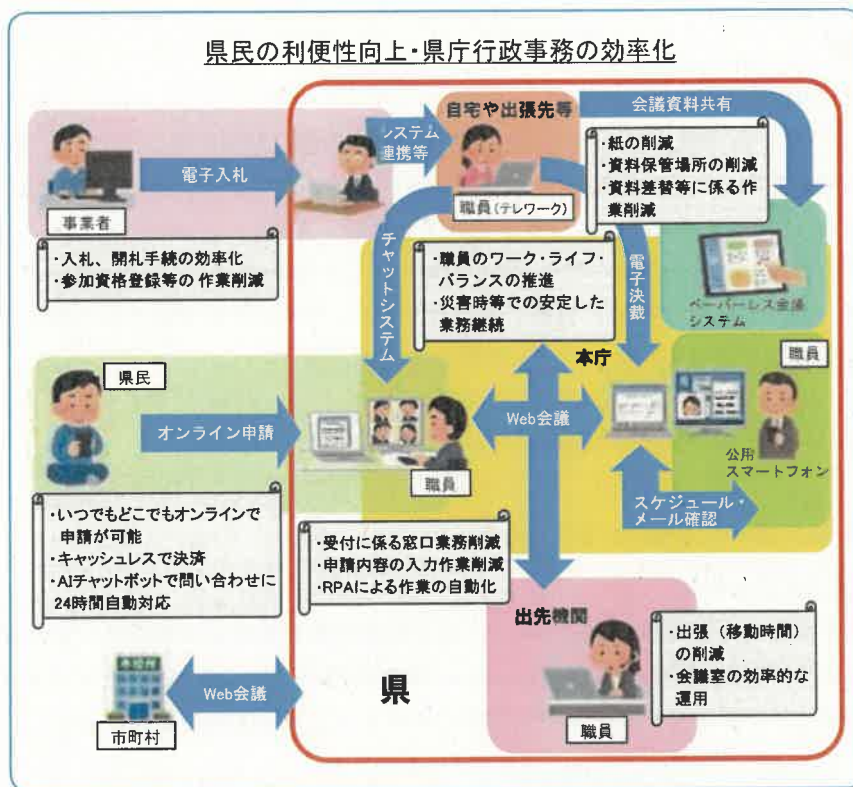


## IV フルデジタル県庁 (県民サービス向上のためのデジタル化推進と業務改革)

### 1 県庁行政手続のオンライン化

#### 1. 目指すべき社会の姿

デジタル基盤の強化や行政事務のデジタル化を強力に推進することで、県民の利便性向上と県の行政事務の効率化を目指します。



#### 2. 現状・課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、非対面・非接触の「新しい生活様式」が求められる中で、県や警察など(以下柱IVでは「県庁」という)の行政においても、書面や対面等で行われてきた申請手続や収納処理をオンライン化することが求められています。



- 県のすべての行政手続を対象にオンライン化の可否を調査した結果、約8,400手続のうち、「オンライン化実施済」が約880手続、「オンライン化可能」な行政手続が約3,900手続、国の法令等の改正が必要な行政手続が約3,700手続となっています(令和3年10月末時点)。今後、「オンライン化可能」な行政手続に加えて、国の法令等の改正が必要な行政手続についても、オンライン化を推進していく必要があります。
- また、「領収証紙による納付が必要であることからオンライン化不可能」な手続は、約130手続となっています。これらの手続について、オンラインでの申請を可能とするためには、根拠となる規定を改正したうえで、収納のオンライン化を行う必要があります。

### 3. 施策の展開

#### ○ 申請手続のオンライン化

- 「オンライン化可能」な約3,900手続については、新たな簡易申請システムを導入し、RPA等を活用してオンライン化を実施し、令和4年度の早い時期までに法令等の改正が必要なものを除いた約4,800手続のオンライン化完了を目指します。
- 国の法令等の改正が必要な約3,700手続のうち、県の条例、規則等に定めがあるものについては、書面規制、対面規制の見直しを検討し、オンライン化が可能となったものについて、原則、令和4年度までのオンライン化実施を目指します。  
また、NPO法に基づく各種事務のオンライン化など国の法令等に定めがあるものについては、所管府省の方針に合わせて検討していきます。
- さらに、オンライン申請時における申請者からの問合せ対応に、AIチャットボットを導入し、県民・事業者の利便性向上を図ります。

#### ○ 公金収納方法の多様化

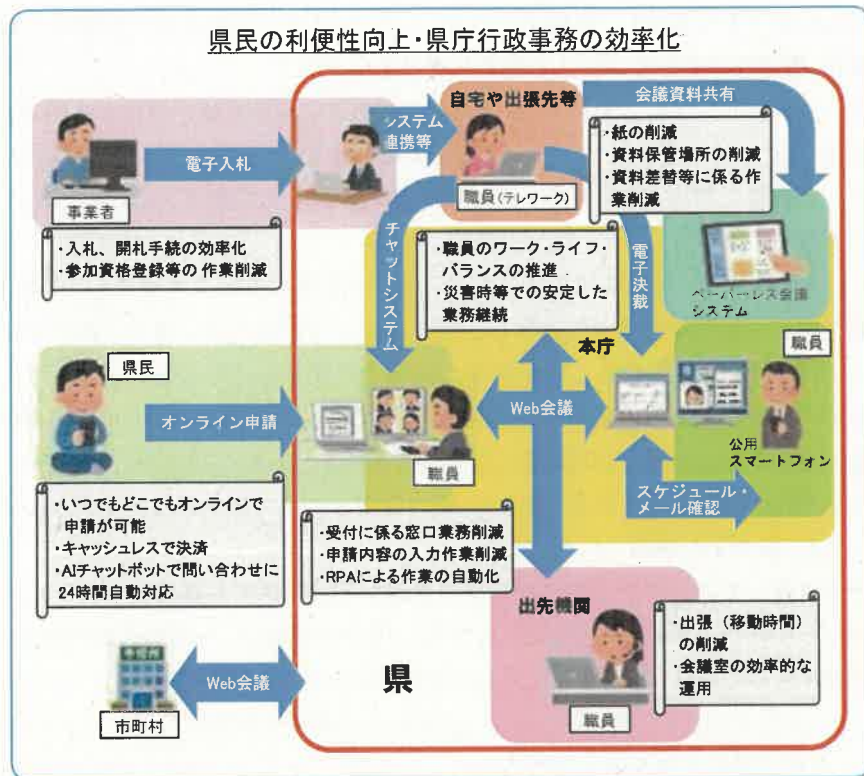
- 申請手数料や一部の使用料について、領収証紙以外の多様な収納方法による納付も可能となるよう、規定の整備を進めるとともに、収納基盤システムを構築し、オンライン化する行政手続にインターネットバンキング等のキャッシュレス決済を導入します。

## 2 県庁行政事務の業務効率化

### 1. 目指すべき社会の姿

デジタル基盤の強化や行政事務のデジタル化を強力に推進することで、県民の利便性向上と県の行政事務の効率化を目指します。(再掲)





## 2. 現状・課題

働き方改革や新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、県庁においても、電子決裁や公文書の電子的管理などのデジタル技術を活用したワークスタイルの変革や更なる業務の効率化が必要となっています。

- 県庁では、電子決裁を行うための文書管理システムを導入していますが、現在の本県の電子決裁率は6.2%（令和2年度実績）であり、デジタル化が進んでいる他の県と比較すると電子決裁率が低く、在宅勤務時にも電子決裁が十分に活用されていません。職員向けアンケートの結果、システムの操作性や各種機能の改善・追加といった課題があることが明らかになっています。

加えて、文書管理規程の定めや文書管理システムの機能上、電子決裁により処理可能な文書が限定されています。

また、多くの文書が紙媒体を基本として管理されていることで、管理や検索に時間を要しており、在宅勤務時等に文書を参照することもできません。

- 今後、庁内外とのコミュニケーション機能の強化及び庁内事務のデジタル化を推進することで、業務を効率化するとともに、在宅勤務等のテレワークの活用によって、時間と場所を

選ばない働き方を実現し、職員のワーク・ライフ・バランスの推進や災害時の業務継続体制の確保、感染症の感染拡大防止を図る必要があります。

併せて、行政手続のオンライン化に伴い、今まで紙で申請を受け付けていた手続を、データで受付・保存することによる、データ量の大幅な増加や、起案文書や申請書等の電子化によるデータ容量の増加、画像や動画等の高画質化に伴う大容量ファイルの増加に対応する必要があります。

また、職員の働き方改革を推進するため、既存の業務プロセスを見直し、自動化を進め、長時間を要している事務作業の効率化を図ることが求められています。特に定型的な業務については、RPAを導入することで業務の効率化が図られることから、RPA可能性調査により効率化が期待できる業務として選定した業務(多くの所属で共通して行う業務や、特定の所属の業務であるが導入効果が高い業務)に順次導入を進めているところであり、適用業務の更なる拡大が求められます。加えて、紙で提出された文書を元にデータ入力を行う業務についても、省力化が求められています。

全庁で共通して行う会計事務や給与支給事務などに使用する基幹系システムについては、稼働から10年以上が経過していることから、システム処理上、一部手作業が発生するなど様々な支障が生じており、基幹系システムの改善が求められています。

さらに、住民記録、地方税、福祉など、自治体が基本的な業務を処理するための情報システムは、事務処理の大半が法令で定められていますが、自治体で個別に独自開発又はカスタマイズしたシステムを構築しており、制度改正のたびにそれぞれが改修する必要があるなど、自治体の負担となっていることから、国において標準仕様が作成されることとなっています。

- 現状、庁内で開催される会議の多くは、紙の会議資料を使用しているため、資料の印刷、配布、差替等の作業に多くの紙と時間を要しています。

また、今後、行政事務のデジタル化を進めるためにも紙文書をデジタル化することが求められます。

短期間にすべての会議資料や紙文書をデジタル化するには、導入コスト等の問題があるため、段階的にペーパーレスに移行していく必要があります。

### 3. 施策の展開

#### ○ 決裁手続の電子化

- デジタル技術を活用した働き方に対応した環境整備を図るため、文書管理システムの再構築を行い、電子起案の添付ファイルの閲覧性や決裁者への案件通知機能など、システムの機能と操作性の向上を図り、電子決裁を更に推進します。

併せて、文書管理規程等の関係規定及び文書事務の運用の見直しを行います。

また、活用したいデータの検索・参照を容易にするため、作成・取得した電子データの所属共有フォルダへの保存に当たっては、定められた文書分類ごとにフォルダを作成し保存する等、統一的なルールに基づき整理し、適切に管理します。

## ○業務のリモート化・自動化・省力化

- Web会議システムやチャットシステムの更なる整備により、共用パソコンから庁内外の関係者とのWeb会議を可能にするとともに、職場にいる職員と在宅勤務職員のコミュニケーションの充実を図ります。
- 現在利用しているグループウェアを見直し、メールボックスの容量増加やスケジュール管理機能の強化、スマートフォンでの閲覧を可能とするなど、より機能性・操作性が高いシステムを導入し、業務の効率化を図ります。
- 紙文書のデジタル化、電子決裁の徹底、動画ファイル等の増加に伴うデータ量急増へ対応するため、保存領域及びネットワークの拡張を行います。
- 職員が在宅勤務や出張中であっても県庁にかかってきた電話にスムーズに対応できるよう、クラウド型PBX等の新たな電話の仕組みを検討・導入します。  
また、在宅勤務や出張・会議が円滑かつ効率的に行えるよう、共用パソコンにテレワークを可能とする機能を追加します。
- 会計事務や給与支給事務等に使用する基幹系システムについて、事務の効率化に向けた根本的な改修を行います。  
また、自治体の基本的業務を処理する地方公共団体情報システムのうち、国が標準仕様を作成したものについては、標準仕様に準拠したシステムに改修します。
- 全庁的にRPAの導入を推進するとともに、紙文書の文字を読み取り、データ化するAI-OCRを活用し、定型的な業務の効率化を図ります。
- 県民からの問合せに24時間365日対応できる「AIチャットボット」の精度向上や適用対象業務の拡大を進めます。

## ○県庁内のペーパーレス化

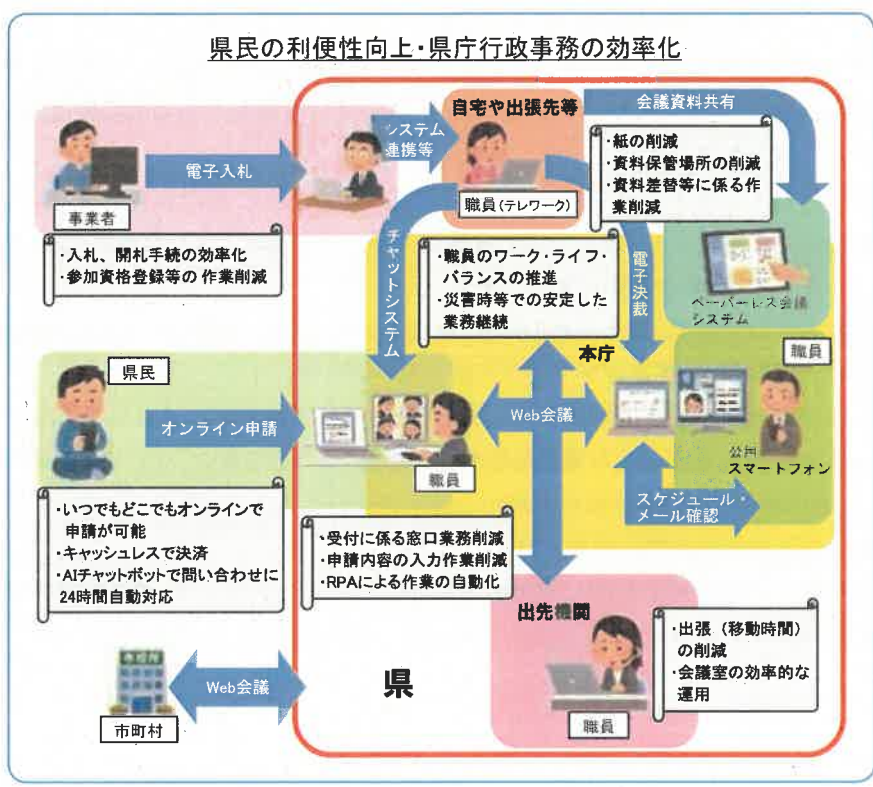
- 現状、紙で印刷・配布している会議資料について、可搬性が高く、タッチペンに対応したタブレット端末で閲覧可能とするペーパーレス会議システムを導入します。
- 庶務事務システムに職員調書を作成、提出、管理する機能を追加し、職員がシステムで入力、提出できるようにすることで、業務の効率化を図ります。

### 3 新時代に対応した強固なデジタル基盤の構築

#### 1. 目指すべき社会の姿

デジタル基盤の強化や行政事務のデジタル化を強力に推進することで、県民の利便性向上と県の行政事務の効率化を目指します。(再掲)





2. 現状・課題

現在、本県が有するデジタル設備環境は、従来の紙ベースの業務を前提として構成されています。県庁のデジタル化を目指すにあたり、県と県民の間、あるいは職員の間での頻繁・大量なデジタルデータの通信、動画の効果的な活用、図表などを用いた起案の電子決裁など、県の業務全般のリモート化・ペーパーレス化を加速させる必要がありますが、現在配備している機器等のデータ処理・通信等の能力では不十分であり、整備が必要な状況です。

- 本県のネットワーク及び共用パソコンは、Web会議や電子決裁等で必要とする大量のデータ通信を行うための仕様や性能が不十分であり整備が必要です。また現在、総合庁舎等の会議室では県のネットワークに接続できない箇所があり、会議室の有用な利用の妨げになっています。

Web会議の利用拡大に伴い、端末の不足や大規模な会場でのWeb会議配信に対応した設備が不十分となっており、整備が必要です。

また、Web会議の設営・運用等に関する職員の知識や経験が十分でないため、会議の円滑な運営に支障が生じているケースがあります。



今後、新型コロナウイルス感染症の収束後も、多様な働き方による職員のワーク・ライフ・バランスの推進と生産性の高い効率的な業務遂行が図られるよう、時間と場所を選ばない働き方を可能とするデジタル基盤を整備する必要があります。

- 新たな行政課題に対応するための専門的な知識や経験を持った人材の重要性が高まる中、人材確保について検討する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、全国的にもデジタル化が進められているところですが、日々巧妙化しているサイバー攻撃等も激しさを増しており、県庁においても、保有する個人情報等の重要情報を保護するため、より高いセキュリティレベルを確保する必要があります。

### 3. 施策の展開

#### ○ 県庁デジタルインフラの強化

- Web会議等の実施や動画等の大容量データの活用を可能とするため、本庁及び出先機関において、高速かつ大容量の次世代ネットワークを整備します。  
また、会議のペーパーレス化や会議室の有効利用のため、出先機関に無線LANを整備します。
- 共用パソコンの機能を強化(メモリ等の追加)し、大容量のデータを取り扱う必要がある電子決裁やWeb会議を可能とします。

さらに、電子決裁の更なる推進のため、画面の閲覧性を高める外部ディスプレイの配備を進めます。

現在庁内の使用に限られている共用パソコンについて、自宅や出張先でWeb会議を含めた業務を行えるよう、モバイルワークの機能を搭載したパソコンの整備を進めます。庁外で使用する事によるパソコンの紛失や盗難時に備え、パソコンに残る保存ファイルを、自動的に暗号化することで、情報漏洩を防止します。

また、講堂、吉塚合同庁舎の会議室へWeb会議配信に対応したカメラ、スピーカー等を配備します。また、Web会議実施の増加により端末が不足する所属に対し、Web会議端末を追加配備します。

さらに、Web会議の円滑な実施のため、設営・運用等を総合的にサポートする職員向け窓口を設置します。

#### ○ 県庁DX人材の確保・育成・活用(再掲)

- 民間企業等職務経験者採用試験を活用し、DXの推進に資する専門知識を持った人材を確保します。
- リモートラーニングシステムを導入し、システム内に研修動画や資料を格納・集約させ、職員が業務の繁閑に応じて動画や資料を閲覧することで、オンラインで必要な知識を習得できる環境を整備します。

- 職員が周囲の音や環境を気にすることなく、Web会議、オンライン研修に集中できる専用ルームを設置します。

○ 情報セキュリティの更なる強化

- 県が管理するシステム、ネットワーク及びホームページを対象に、専門的な知識や技術を有する外部機関による評価・診断等を実施し、分析結果をもとに必要な対応策を講じます。

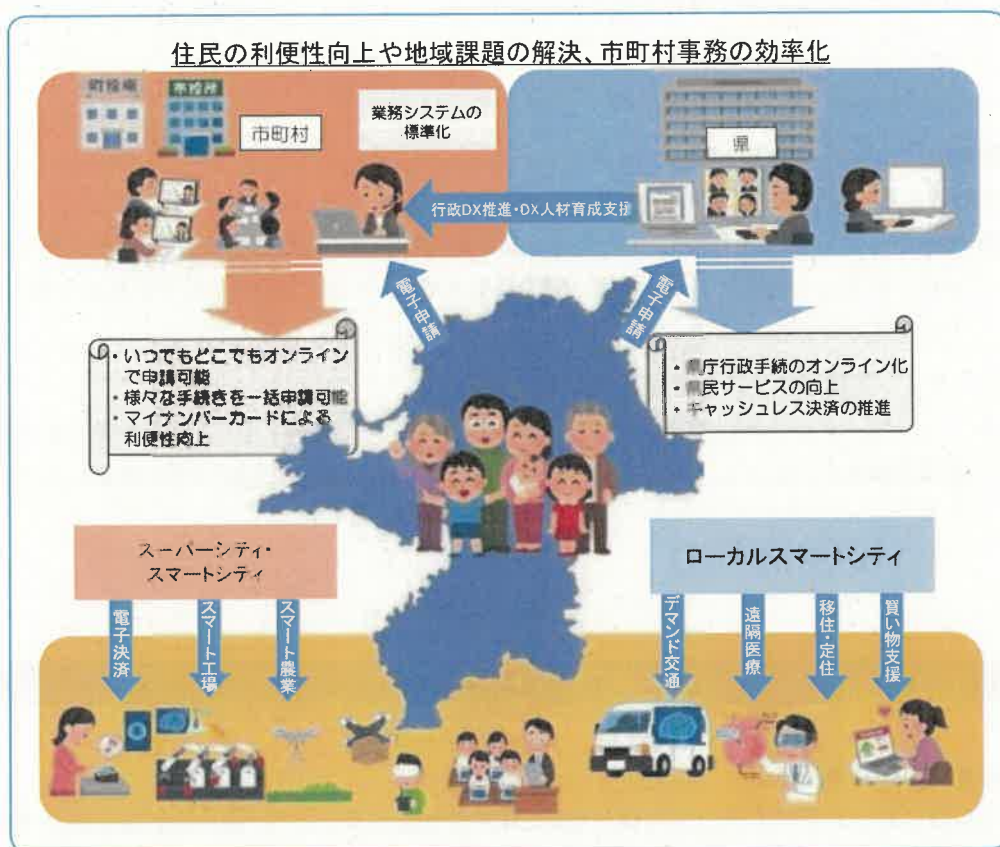


## V デジタルで光るスマート市町村 (市町村のDXへの強力な支援)

### 1 市町村行政手続の利便性向上と事務の効率化

#### 1. 目指すべき社会の姿

市町村における行政のデジタル化や地域のDXを推進することで、住民の利便性向上や市町村事務の効率化、地域課題の解決を目指します。



## 2. 現状・課題

各自治体において、住民ニーズへの対応、利便性向上等の観点から、情報システムのカスタマイズが行われてきた結果、その発注・維持管理や制度改正への対応などについて個別の対応が必要になっており、自治体ごとに人的・財政的負担が生じています。

- 国は地方公共団体情報システムの標準化・共通化を推進しており、特に市町村における対応が必要となっています。
- 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、国は「令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有すること」を目指しており、保有するメリットを住民が最大限享受できるように、市町村は、マイナポータルを活用した行政手続のオンライン化に取り組む必要があります。

## 3. 施策の展開

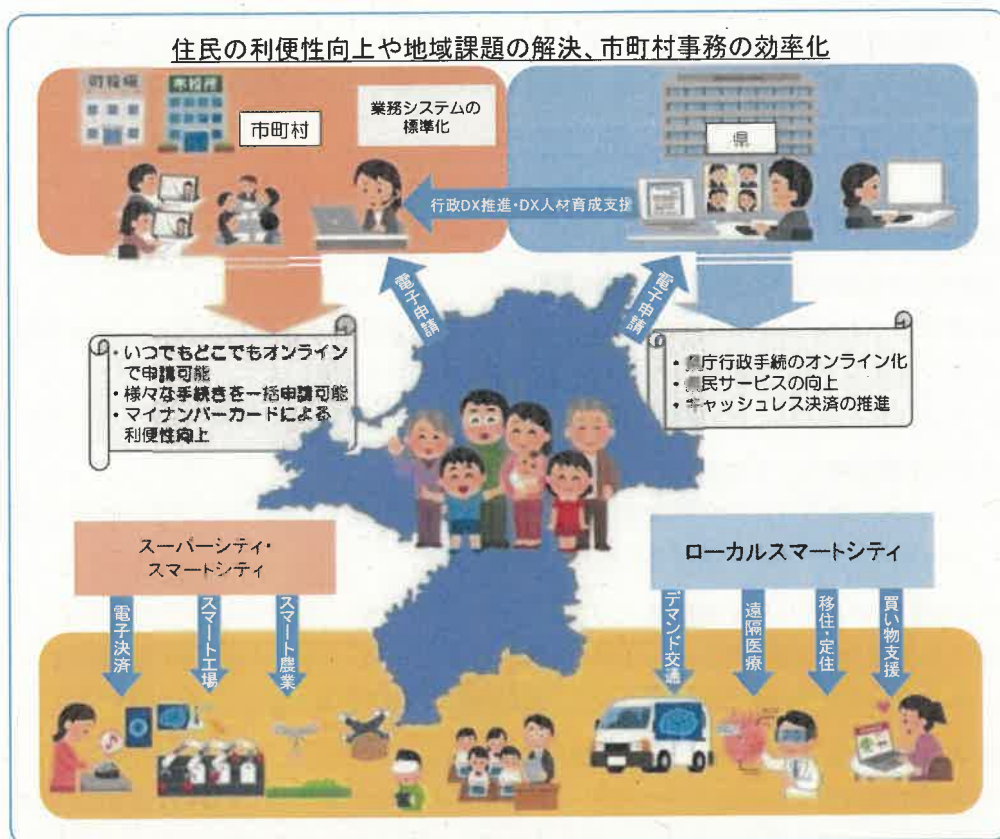
- 市町村業務システムの標準化・共同化の支援
  - 市町村が地方公共団体情報システムの標準化・共通化を進める際に外部のデジタル人材を活用できるように支援するとともに、国の情報を収集・共有するなど、国が定めた令和7年度までに市町村が対象システムを移行できるように支援します。
- オンライン手続のワンストップ化の支援
  - マイナポータルを最大限活用できるように、県と市町村で構成する「ふくおか電子自治体共同運営協議会」において、「ぴったりサービス」の利用を促進し、市町村間の情報共有を支援します。

## 2 市町村のDX支援と広域連携

### 1. 目指すべき社会の姿

市町村における行政のデジタル化や地域のDXを推進することで、住民の利便性向上や市町村事務の効率化、地域課題の解決を目指します。(再掲)





## 2. 現状・課題

県では、これまで、「ふくおか電子自治体共同運営協議会」において、システムの共同利用や共同調達など広く市町村のデジタル化を支援してきました。

こうした中、国は、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定し、各市町村に対して、デジタル人材の確保・育成や都道府県による支援を前提に、行政のデジタル化と地域社会のデジタル化に取り組むべき事項として示しています。

- 多くの市町村が内部人材の育成や外部人材の活用必要性を感じていながら、検討のための人的リソースが足りないことや内部人材の育成を行える人材がいない、外部人材が見つからないといった課題を抱えており、行政のデジタル化と地域社会のデジタル化の検討が滞る恐れがあります。(再掲)
- 福岡県自治体情報セキュリティクラウドについて、機器等のリース期限、運用保守期限を迎えることや、総務省から新たに標準要件が示されたことを踏まえ、次期福岡県自治体情報セキュリティクラウドへ移行します。

次期福岡県自治体情報セキュリティクラウドの運用にあたっては、新たな脅威に対応するとともに、市町村のセキュリティ対策をさらに支援していく必要があります。

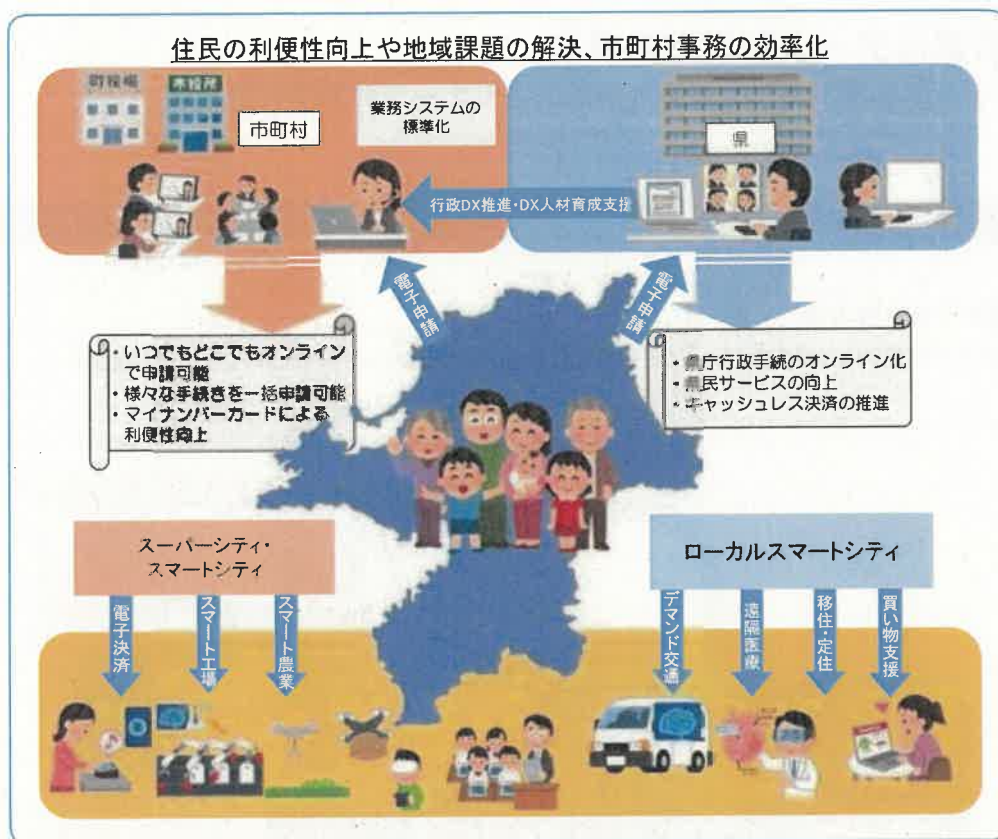
### 3. 施策の展開

- 市町村 DX 人材の確保・育成の支援(再掲)
  - 県がハブとなり、各市町村に必要とされる支援内容及び支援時期と外部人材の得意分野等をマッチングし、市町村が外部人材を活用できるよう支援します。
  - 外部人材を活用し、市町村における DX を推進する職員の育成(研修)等を支援します。
- 市町村広域連携による共同調達・共同利用の推進
  - 「ふくおか電子自治体共同運営協議会」の仕組みを活用し、最新のデジタル技術の共同調達や共同利用により、共通課題の解決を支援します。
- ローカルスマートシティの推進
  - 人的資源や地域資源が不足している市町村においてデジタル技術を効率的に活用することで、地域の個性を活かしながら活性化し、持続可能な社会を築きます。
- 県・市町村連携によるセキュリティ対策強化の推進
  - 次期福岡県自治体情報セキュリティクラウドの運用にあたって、暗号化された通信の監視機能の追加や希望する団体が利用するオプション機能の充実、セキュリティインシデント発生時の対応支援等により、市町村のセキュリティ対策を支援していきます。

## 3 マイナンバーカード活用推進

### 1. 目指すべき社会の姿

市町村における行政のデジタル化や地域の DX を推進することで、住民の利便性向上や市町村事務の効率化、地域課題の解決を目指します。(再掲)



## 2. 現状・課題

国においてマイナンバーカードに搭載している電子証明書やICチップの空き領域活用の検討が行われているところであり、「デジタル・ガバメント実行計画」にある「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表」では、健康保険証や運転免許証での利用が計画されています。

- 国が健康保険証や運転免許証での利用などマイナンバーカードの利便性向上を計画していますが、令和4年2月1日時点でカードの交付率は全国で41.8%、本県で42.1%にとどまっています。

## 3. 施策の展開

- マイナンバーカードの普及促進
  - 県の行政サービスについて、マイナンバーカードの電子証明書やICチップの空き領域を活用した取組を推進します。また、国や市町村と連携し、マイナンバーカードの利便性のPRに努め、市町村のカード交付事務の課題や好事例を共有するなど、県内市町村を支援していきます。



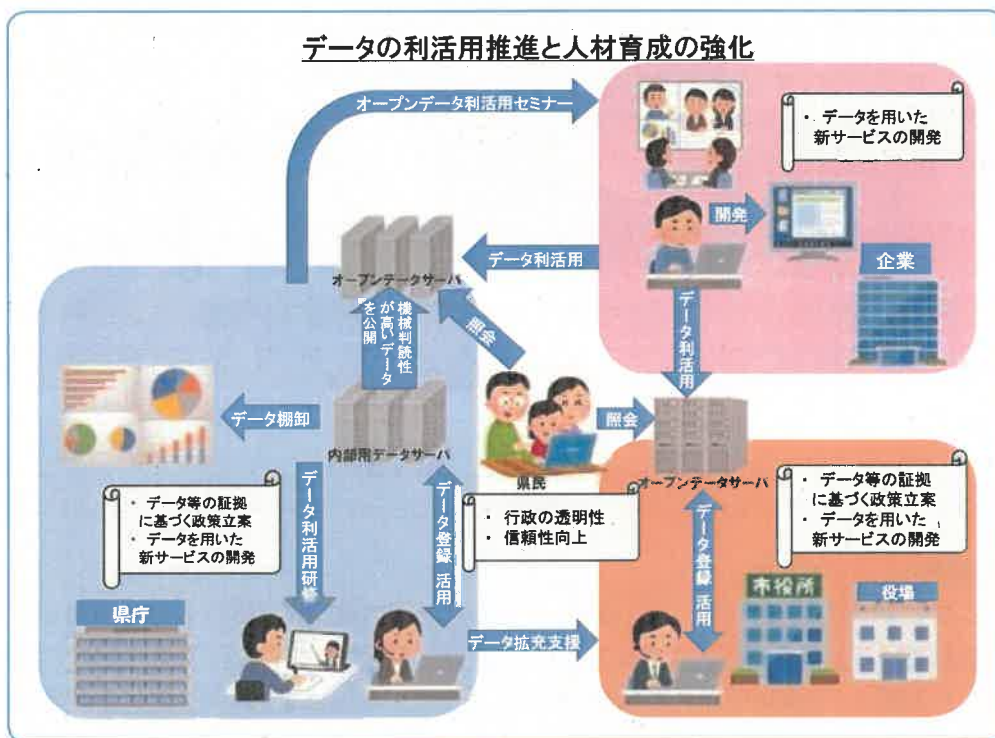
## VI 官民のデータ利活用の推進

(データに基づく施策立案と民間によるデータ利活用の推進)

### 1 自治体データの効率的な活用の推進と基盤整備

#### 1. 目指すべき社会の姿

県及び市町村におけるデータの利活用推進とそのための人材育成の強化を目指します。



#### 2. 現状・課題

本格的な人口減少社会を見据え、限られた労働力や財源で県民により信頼される行政サービスを提供するため、これまで以上に経験ではなくデータに基づく政策立案が必要とされます。

また、公共データを二次利用が可能な利用ルールで公開するオープンデータの取組により、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されています。

国においても、「デジタル・ガバメント実行計画」で「オープンデータ及び行政内部でのデータ活用を推進することが望ましい」とされています。



- 本県では行政内部で保有しているデータの情報が共有されていないため、データの利活用が十分に進んでいるとは言い難い状況にあります。
- オープンデータの利活用を促進するため、行政にしか提供できないデータや基礎資料となり得るデータ、リアルタイム性を有するデータ等、社会的ニーズが高いと想定されるデータを、機械判読性が高いファイル形式で公開する必要があります。

### 3. 施策の展開

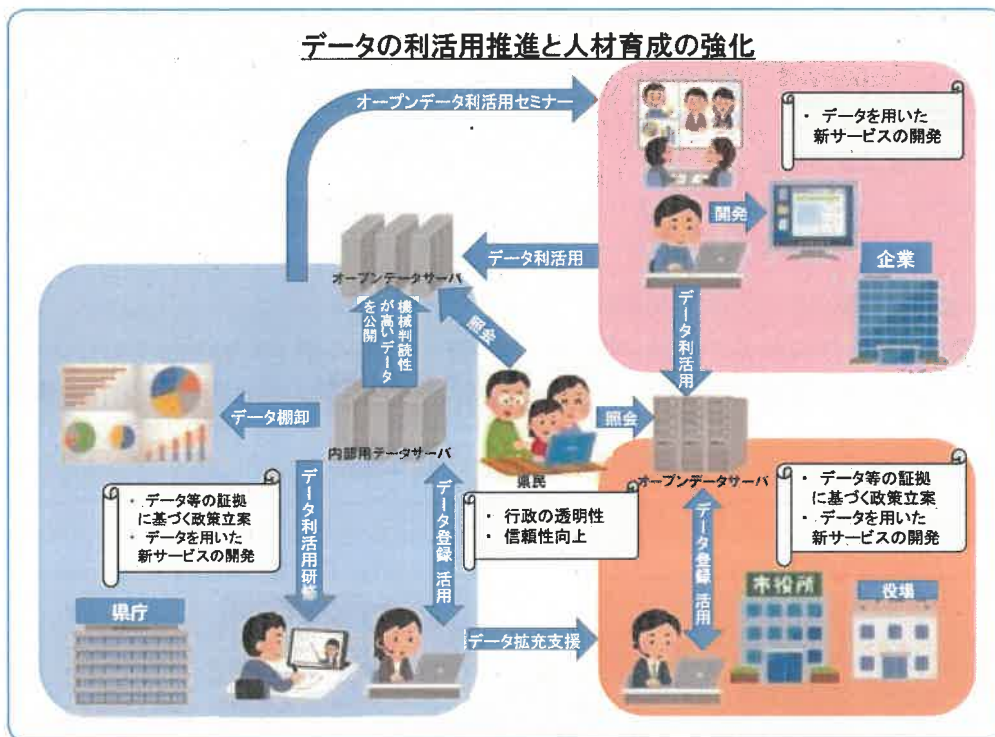
- データ相互活用の推進
  - 統計データや申請、届出等により収集したデータ、調査業務で得られたデータ等、本県でデータベースとして保有しているデータの棚卸しを実施します。
- 相互活用のためのデータ基盤の整備
  - オープンデータだけでなく、法令等による規制等で外部に公開できないデータ(クローズドデータ)についても登録できるデータ基盤を整備し、行政内部でのデータの利活用を促進します。



## 2 データ活用推進のための体制の強化

### 1. 目指すべき社会の姿

県及び市町村におけるデータの利活用推進とそのための人材育成の強化を目指します。(再掲)



### 2. 現状・課題

国は、政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ(エビデンス)に基づくものとするEBPMを推進しています。

県庁においても、新たな行政課題に対応するための専門的な知識や経験を持った専門人材の重要性が高まる中、人材確保及び外部有識者等の活用方策について検討することが必要となっています。(再掲)

- 県においても、政策の有効性を高め、県民の行政への信頼を確保するためには、EBPMによる効果的な政策立案を行えるよう取り組む必要があります。(再掲)
- EBPMに取り組むにあたっては、個々の職員の意識改革や職員のデータ利活用能力の向上が必要です。(再掲)

### 3. 施策の展開

#### ○ EBPMの促進(再掲)

- 政策立案等にデータを活用するという意識を醸成し、オープンデータについても、その利活用を推進するための職員向け研修を実施します。
- 観光ビッグデータを活用した旅行実態調査を行い、本県観光の現状や課題について詳細に分析し、訴求ターゲットを明確にした施策の企画立案や効果検証に活用します。

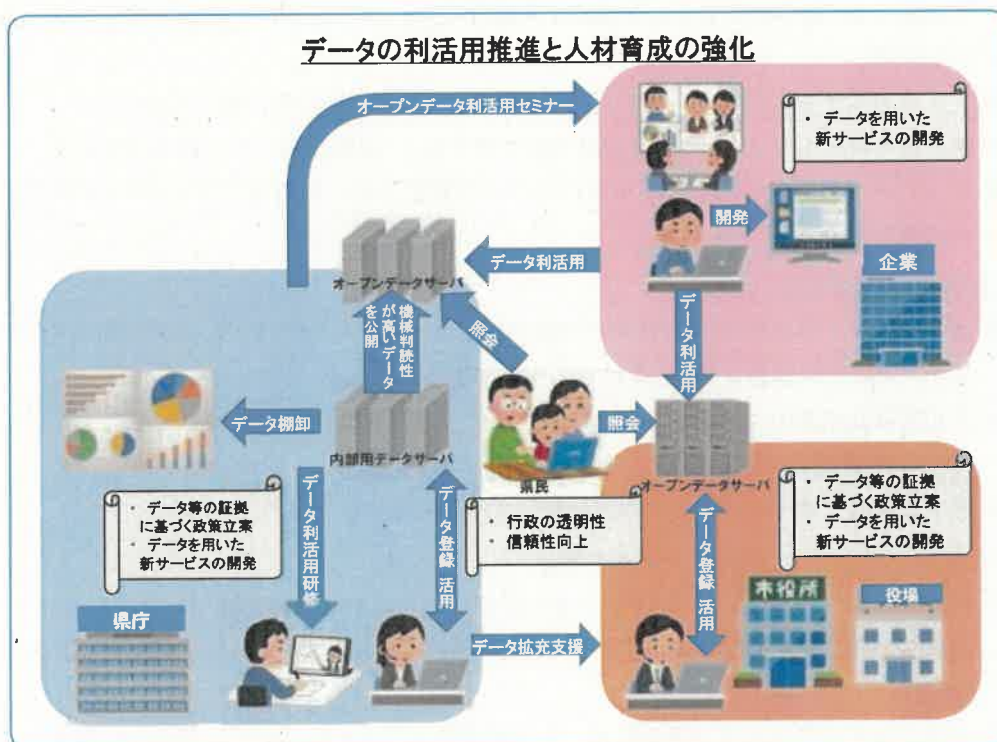
#### ○ データを利活用できる人材育成の強化(再掲)

- e-Stat(政府統計の総合窓口)やRESAS(地域経済分析システム)等の活用について、相談対応や研修の実施により、職員の知識・手法の習得を促進します。

## 3 オープンデータの拡充と県民の利活用の促進

### 1. 目指すべき社会の姿

県及び市町村におけるデータの利活用推進とそのための人材育成の強化を目指します。(再掲)





## 2. 現状・課題

現在、県が持つデータがオープンデータとして公開されていますが、民間で有効に活用されているとは言えない状況です。

- 民間による利用が進まない原因の一つとして、現状、県が公開しているデータは、PDFのような加工しにくい形式のものが大半となっていることが挙げられます。  
また、データの中身についても、必ずしも公開された後の利用を考慮されておらず、また更新頻度も低いものが多くなっています。
- オープンデータの利用者は、様々な主体が提供するデータを組み合わせて活用することが想定されることから、全ての市町村でオープンデータに取り組む必要があるため、県による市町村のオープンデータの取組への支援が求められます。

## 3. 施策の展開

### ○行政情報のオープンデータの質・量の拡充

- 職員向け研修等を通じ、CSVやエクセル等の標準化された編集可能なファイル形式で、機械判読性が高く加工が容易なデータ・項目・表の構成などでのオープンデータ公開を推進します。
- オープンデータとして活用されることを前提として、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づき、新しくシステムを構築する際は、企画・設計段階から必要な措置を講じることとします。
- データ公開後も適切にデータの更新がされるよう、全庁的に総点検を実施します。
- 未公開市町村に対し、引き続き意見交換を行うなど、公開に向けた支援を行います。
- オープンデータを公開しているもののデータ数が少ない市町村に対し、データ拡充のための支援を行います。

### ○県民のデータ利活用の促進

- オープンデータの主な利用対象と想定される中小企業に対して、オープンデータカタログサイトの認知度調査を行い、現状を把握します。
- 認知度調査結果の回答をもとに、オープンデータカタログサイトの認知度向上のための取組を検討・実施します。
- 中小企業向けオープンデータ利活用セミナーを実施します。

### ○新たなオープンデータ利活用モデルの創出

- 職員向け研修等を通じ、CSVやエクセル等の標準化された編集可能なファイル形式で、機械判読性が高く加工が容易なデータ・項目・表の構成などでのオープンデータ公開を推進します。(再掲)
- オープンデータとして活用されることを前提として、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づき、新しくシステムを構築する際は、企画・設計段階から必要な措置を講じることとします。(再掲)
- データ公開後も適切にデータの更新がされるよう、全庁的に総点検を実施します。(再掲)